

富山県経済・文化長期ビジョン 懇話会設置要綱

(目的)

第1条 富山県の経済、文化やこれらを担う人づくりなどを中心に新幹線開業後の新しい長期ビジョンを策定するにあたり、ビジョンの内容について、県内外の有識者等に意見を聞くため、富山県経済・文化長期ビジョン懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 富山県の長期ビジョンの検討に関する事
- (2) その他懇話会の目的を達成するために必要な事項に関する事

(組織)

第3条 懇話会は委員20名以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、学識経験者、経済界の代表者等のうちから、知事が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は、長期ビジョンの策定の日までとする。

(役員)

第6条 懇話会に会長を置く。

- 2 会長は、知事が指名する。
- 3 会長は、会議を進行する。
- 4 会長が出席できないときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。
- 5 知事は、必要があると認めるときは、懇話会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(会議)

第7条 懇話会は、知事が招集する。

(特別委員)

第8条 必要な意見を聴くため、懇話会に、特別委員を置く。

- 2 特別委員は、知事が委嘱する。

(青年部会)

第9条 懇話会に青年部会を設置する。

- 2 青年部会に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(事務局)

第10条 懇話会の事務局は、富山県知事政策局内に置く。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。